

明治幣制改革における銀廢貨論

岡 田 俊 平

一

慶応二年の改稅約書第六条にしたがつて、外国の貨幣とわが国の貨幣との交換に支障なきようにし、貿易の便利を増進するために、明治政府が徳川時代の金銀銅三貨自由並行の貨幣制度を改革することを企図した時に、新貨幣制度を銀あるいは金の単本位制にすべきか、または金銀複本位制にすべきかの問題について論議がなされた。

明治二年十一月九日に政府は「日本政府ニ於テ新ニ鑄造発行スヘキ金銀及ヒ銅貨幣ノ品位定則並ニ右新貨ト旧貨幣及ヒ外国貨幣トノ關係ニ就キ決議要領」を各国公使・領事に通告した。⁽¹⁾ その通告書はメキシコ・ドルと同品位の銀貨を本位貨幣とし、補貨貨幣として四種の小銀貨、三種の金貨、二種の銅貨を鑄造するという銀本位制の採用を通過するものであった。

鎖国体制の下に生成してきたわが国の貨幣制度を、開港後の国際情勢に対応することのできる貨幣制度に改革すべき問題について、明治政府の顧問ともいふべき立場にあって、貨幣制度問題について啓蒙的役割を担当していた東洋銀行支配人のロバートソン (J. Robertson) 造幣寮の造幣首長として大蔵省に雇傭されたキンドル (T. W.

(Kinder)らは、わが国の貨幣制度は銀本位制にすることが妥当であることを勧告している。特にロバートソンは、金銀複本位制が欠陥のある貨幣制度であることは既にヨーロッパ諸国において実証されていると説いているのである。⁽²⁾

これに対して欧米の財政金融制度調査のためにアメリカに出張していた大蔵少輔の伊藤博文は、その調査の結果、ヨーロッパ諸国がすでに金本位制あるいは跛行本位制に移行している情勢にしかたがって、わが国の貨幣制度は、金本位制にすべきであることを強調する報告書を提出した。⁽³⁾

これらの経緯を経て、明治四年五月十日に明治政府は近代的貨幣制度を制定する「新貨条例」を布告した。その条例は、伊藤博文の意見にしたがって、わが国の貨幣制度を金本位制とするものであった。しかし、明治二年十一月九日に各外国に通告した銀本位制の構想を完全に廃棄することはできなかった。その理由は、東洋地域における貿易取引の決済通貨としてメキシコ・ドルが存在している現実を無視することは、国際経済関係から遊離するものと考えられたからである。しかたがって、「新貨条例」は、開港場に限り貿易通貨として一円銀貨をメキシコ・ドルと並行流通せしめることを附則に規定しなければならなかったのである。原則的には金貨本位制としながら、地域的には金銀複本位制とする変則的な複本位制であった。⁽⁴⁾

この一円銀貨の純分は三七四・四グレンであったが、明治八年二月二十八日に貿易銀と改称して純分を三七八グレンに増量した。このような措置をとらねばならなかったのは、当時の国際的銀価下落の情勢に対応して、金銀複本位制をとっていたわが国の貨幣制度における金銀比価を調整することにあつた。しかし、増量貿易銀もこの時点では開港場に限り貿易取引の決済手段として、また外国人の税金納付手段として使用することを認

められる地域的法貨であった。

明治十一年五月二十七日には、この増量貿易銀を無制限法貨とすることが布告された。⁽⁵⁾したがって、この時以降、地域的・限定的な金銀複本位制であったわが国の貨幣制度は全面的な複本位に移行することが、法制上明確にされたのである。さらに、同年十一月二十六日、この増量貿易銀の鑄造の停止、「新貨条例」における一円銀貨鑄造の復活を実施し、翌十二年十月一日、この一円銀を、無制限法貨とすることを布告した。これによって、「新貨条例」による変則的な金銀複本位制は法制的・実質的に整備されたのである。

明治十五年十月十日に開業した日本銀行が発行する銀行券について、十七年五月二十六日「兌換銀行条例」が制定された。その第一条に日本銀行において発行する銀行券は銀貨をもって兌換するものとすると規定された。⁽⁶⁾明治十一年五月の「貨幣条例」によってわが国の貨幣制度は金銀複本位制であることが定められている。したがって、「兌換銀行条例」の制定によって、銀貨兌換の日本銀行券が国内通貨として無制限法貨の地位を占めることとなったが、国際通貨としての金貨の鑄造が停止されたのではなかった。「造幣局沿革誌」の「帝國貨幣発行高年度別表」に示されているように、二十円・十円・五円・二円・一円の五種類の金貨の内、五円金貨以外の金貨は明治十三年度以後三十年度までの間全く鑄造されていないが、五円金貨は年平均一〇〇万円余の鑄造が続けられているのである。これに対して、同期間の一円銀貨の鑄造額は年平均八〇〇万円余である。⁽⁷⁾このように本位貨幣として五円金貨と一円銀貨の鑄造は継続されていたのであるが、「造幣局沿革誌」に記されている金銀貨幣鑄造額の状態をみると、事実上国内通貨は銀貨兌換の日本銀行券であり、国際取引においてもメキシコ・ドルと同位同量の一円銀貨が決済通貨として多く用いられており、国際経済的関連においては、金銀複本位制のも

つ交代本位制の性格にしたがって、銀本位国とみるべき幣制になっていたことが知られるのである。「明治財政史」も明治十八年の日本銀行による銀貨兌換券の発行、明治十九年一月の政府紙幣の銀貨兌換開始以降、明治三十年の幣制改革に至るまでの期間をわが国の幣制史における「銀単本位ノ時期」としている。

明治二十五年頃から銀の国際的価格の下落が著しくなり、わが国通貨の金貨相場、すなわち、銀円為替相場の下落、それによる国内物価の騰貴、財政支出の増加が顕著になってきた。その対策として、實際上銀本位となっている複本位制を改革すべき必要ありや否やの問題を検討し、将来の貨政上の方針を定める上の参考となるべき意見を得るために、明治二十六年九月十一日大蔵大臣渡辺国武は「貨幣制度調査会」の設置の議を提出した。それによって、同年十月十四日勅令第百十三号をもって「貨幣制度調査会規則」が公布されたのである。その規則の第三条によると、調査会の会長、副会長、および委員は高等行政官、帝国大学教授、帝国議会議員その他通貨に関し学識経験ある者の中より選定することになっている。⁽⁸⁾ これら委員のうち銀の廃貨、金本位制の確立を強く主張した者は大蔵省より選ばれた委員であり、複本位制の存続を強調した者は財界あるいは学識経験者のうちより選ばれた委員であることが、後に提出された「貨幣制度調査会報告」によって知られる。幣制改革の問題を審議するにあたって、わが国の経済発展の目標を産業構造近代化の促進に重点をおくか、あるいは労働集約的産業による輸出の伸張を重視するか、したがって、国際経済的環境においてわが国の経済をどのように位置づけるかの見解に相違するところのあったことは注目すべき点である。

(1) 「明治財政史」第十一卷、三二六―八頁、「貨政考要」、上編、五三一―五頁、この通告書の草案は「大隈文書」A一七〇五に「新貨幣鑄造に付外國公使への通告書案」として保存されている。

- (2) 「明治財政史」第十一卷、三二九―三二一頁、「貨政考要」上編、五五―七頁
- (3) 「明治財政史」第十一卷、三三三―三七頁、「貨政考要」上編、五九―六二頁
- (4) 「貨政考要」法令編、第一卷、二三一―四〇頁
- (5) 同右、一一三頁、一六五頁、一七四頁および一七八頁
- (6) 同右、第三卷、一九三―一五頁
- (7) 「造幣局沿革誌」一一三―一五頁
- (8) 「明治三十年幣制改革始末概要」二六三―七頁

一一

「貨幣制度調査会」の審議の結果についての報告書は、明治二十八年七月三日、調査会々長谷干城より大蔵大臣松方正義に提出された。その報告書によると、わが国の貨幣制度を改正する必要ありとする委員八名、その必要なしとする委員七名であるが、幣制改革を必要とする委員のうち、金貨本位制を目標として準備を進めるべきであるとする者は五名、跛行本位制を主張する者一名、複本位制を主張する者二名である。それに対して、現行幣制すなわち、実際上の銀本位制の改革を必要としない委員の意見は、わが国の「貨幣条例」にもとづく金銀複本位制の交代本位制の利点を肯定していたものと思われる。したがって、「貨幣制度調査会」の委員のうちには銀廢貨に反対する意見が強かったことが知られるのである。

わが国の貨幣制度は法律上複本位制ではあるが、實際上銀本位制であり、不完全な幣制である。がために銀価下

落の影響を受け、物価騰貴、貿易渋滞等経済的混乱の弊害を生ずるのである。したがって、

「将来我邦幣制ハ現今欧米開明国ニ行ハルル幣制ト一致ヲ保チ、貿易其他一般經濟及財政上ノ便益ヲ増進センカ為メ金貨本位制ヲ採用スルヲ可トス」⁽¹⁾

と主張したのは大蔵省代表の阪谷芳郎委員である。しかしながら、金貨本位制を施行する方法については、急激に銀廢貨を行なうことなく、一円銀貨は将来人民の請求に対しては鑄造を停止すること、政府において必要と認めるときは数额を限定して一円銀貨を鑄造し得るものとする⁽²⁾こと、従来発行の一円銀貨は新金貨一円につき一円の割合をもつて無制限法貨とすること等、金本位制へ移行するに当って、金節約のために跛行本位制をとるべきことを説いているのである。しかし、金銀複本位制を維持することについては強く反対している。すなわち、

「複本位ノ制タル嘗テ仏ニ試ミ又米ニ試ミ、二大富強国ニ於テ二大試験ヲ經タルモ尽ク大失敗ニ終リタルモノニシテ、学説トシテモ既ニ陳腐ニ属シ、實際ニ於テモ到底行ハレサルコトヲ証明シタルモノナリ、唯今日複本位論ノ纒ニ命脈ヲ存スルハ万国同盟聯合シテ今一度大試験ヲ行ハントスルモノナレトモ、是レ亦既ニ數回万国貨幣會議ヲ開キ討議ニ付スルモ、一モ帰著スル所ナク、未タ以テ一箇ノ学説上ノ未定問題タルニ過キス、今直チニ之ヲ我邦實際ノ幣制ニ適用セントスルカ如キハ危険亦甚シカラスヤ」⁽³⁾

と、一八七八年（明治十一年）以来、国際複本位制の樹立を目指して開催されている国際貨幣會議の成果にも期待をもち得ないことを強調しているのである。

阪谷芳郎と共に大蔵省側の委員に任ぜられた添田寿一も、日本經濟が文明の方角に向つて進行していることを考へて、わが国の幣制を先進国と同一の金貨本位制に改革すべきであると主張している。その論拠として、添田

寿一は複本位制が交代本位制の性質をもつものであることを指摘し、それは事実上単本位と異なるものでなく、しかも、単本位は法定比価が市場比価よりも高く評価されている金属が本位貨幣としての地位を占めるものである。したがって、価値統落の傾向にある銀を実際上の本位貨幣としているわが国においては、貨幣価値の下落、物価の騰貴を招くこととなる。銀為替相場の下落による輸出超過は一時的現象にすぎず、銀本位制は通貨濫増主義を是認するものとなり、一部生産者の利益をもたらすのみで、生産的消費者、就中労働者の利益を軽視し経済の健全な発展を阻害するものであると説いている。さらに、国際複本位運動についても各国の利害相反するが故に、その目的を達することは困難であると主張している。すなわち、

「万国悉皆同盟セハ以テ複本位ノ実行ハ敢テ難キニ非スト唱フル者アリ、然レトモ金銀ノ比較割合ハ金一銀十
五半若クハ銀三十二ノ間ニ於テ何レノ辺ニ定ムヘキヤ、万国ノ同盟ハ果シテ實際望ミ得ラルヘキモノナルヤ、
縦シ望ムヘシト為スモ尚ホ独リ密ニ金ノミヲ吸収シテ暗ニ将来ニ於ケル利益ノ占有ヲ図ルモノナキヲ保シ得ヘ
キヤ、戦時ニ在テハ忽チ破約ヲ生シ平時ト雖強國ノ為メニ無効ニ属セシメラルコトナキヤ等ハ是レ未タ複本
位主張者一致ノ合意証明ヲ得サル点ナリ」⁽³⁾

「万国帰一主義ノ行ハルヘキ遼遠殆ト期スヘカラサル未来ニ於テハイサ知ラス、苟モ各国皆自カラ一国ヲ建テ
互ニ利害ト法制トヲ異ニスル間ハ、全世界共通本位ノ実行ハ茲ニ全ク断念セサルヲ得ス、果シテ然ラハ強テ複
本位ヲ採用スルモ其長所ハ消滅シテ唯在留スルモノハ其弊害ノミナルヘシ」⁽⁴⁾

このように、複本位制は学理上もまた実際上においても不合理なものである。したがって、わが国の経済発展の情勢を考えれば、先進国と同一の価値変動の少ない金単本位制確立を目指して貨幣制度を改革すべきである。

しかし、金貨本位制への移行を急施することは、短期的な現象とはいへ銀貨国として銀貨下落によって受けている輸出増進、商工業振起、労働需要増大等の利益を失うものである。それ故に、幣制改革は金貨本位を目的とすべきであるが、本位制の激変を避けるべき考慮の下に、他日完全な金貨本位制採用の準備を行なうことが必要である。その準備として施行すべき方策として添田委員のあげているものは、(一)銀貨の鑄造を廃止もしくは制限すること、(二)金貨の鑄造を盛大にすること、(三)国家の生産力及び輸出を増進し正貨を吸収すること、(四)朝鮮の砂金、内国の産金等を買収すること。(五)関税を金貨にて徴収すること、(六)できる限り金貨支払を避けること、(七)金本位国においてわが国債等の売買を盛んにし、またこれを担保として借入金を行なう方法を開くこと等である。⁽⁵⁾これによって知られるように、添田寿一の意見も阪谷芳郎と同じく、金本位制の確立を主張するものであるが、その準備過程として跛行本位制の時期を設けるべきことの必要性を説いているのであって、銀廢貨が容易でないことを明らかにしているものといふことができる。

帝國議會議員のうちより選定された委員河島醇も、銀価暴落のため、わが国官民貯蔵の資産と購買力を減縮し、経済的發展力を減殺するに至るおそれがあるので、銀貨をもって貨幣の本位とすることは妥当な政策ではない。したがって、わが国幣制も将来金貨本位に改正する準備に着手すべきであることを説いている。しかし、貨幣制度の改革は、一国のみによって積極的に実行できるものではなく、現に國際複本位論が生起しているように、各国協同によって決定すべき問題となっている。わが国の幣制の改革も、現今の経済的実力より考えれば、容易に決行し得るものではない。したがって、根本的急激な改正を施行せず、欧米各国の幣制の動向を参照し、その利害得失を講究した上で実施すべきものである。そのために銀価下落のわが国経済に及ぼす影響に対する予

防策を講じ、漸次金貨本位に改正する方向に進むべきである。その準備方策としてはさきの添田委員と同様に、(一)銀貨の自由鑄造を廃止し、その鑄造は政府の特権によって制限すること、(二)関税その他対外収支は金貨をもつて受授すること、(三)その他金貨吸収方策をあげているのである。⁽⁶⁾

栗原亮一委員も政界より選ばれた委員ではあるが、その意見は、右にあげたのと同じように貨幣制度は金本位制に移るべきものであるとしながら、銀廢貨を積極的に主張するのではなく、しばらくは現行の複本位制を存続することの必要を認めるのである。すなわち、

「第一、将来我邦ハ金貨単本位ヲ期スル事、

第二、若シ将来列國貨幣會議ニ於テ複本位を採用スルニ至ラハ之ニ加盟スル事、

第三、我邦ニ於テ金貨單本位ヲ期スル以上ハ今日ヨリ財政上及ヒ經濟上に妨ナキ限リ金貨吸収ノ策ヲ施ス事、

第四、現今ハ我邦貨幣制度ヲ改正スルノ時期ニ非ラサルヲ以テ現行制度ニ依ル事⁽⁷⁾」

の四項を提議している。金貨本位採用を主張する論拠は、銀に比較して金の価格の変動は少く、交換手段、価値尺度として銀よりも金が適當であるとする点にある。複本位論者が金本位国の物価下落の程度が銀本位国の物価騰貴の程度よりも大であるのは、金価騰貴が銀価下落より激しいことによるものであり、したがって、金に比し価格変動の少ない銀こそ貨幣に適する金屬であると主張する点を批判して、金本位国の物価下落の原因は金価騰貴のみにあるのではないと説明している。すなわち、金本位制を採用している国々においては、機械の發明、勞力の省減、製作の改良、輸送の發達等が相合して物価下落の原因となつてゐることを指摘してゐるのである。

さらに、栗原委員が金貨本位制採用を主張する理由として、金銀価値の変動がわが國經濟に及ぼす影響の問題

以外にあげている点は、当時のわが国における国民的意識を示すものと思われる。すなわち、

「今日宇内ノ大勢ヲ達觀スルニ、概シテ優國ハ金貨ヲ採用シ、劣國ハ銀貨ヲ使用セリ、我邦ニシテ永ク銀貨國タルハ世界ニ馳驅シテ商權ヲ収メ、國利ヲ興スノ長計ニ非ス、故ニ其交際通商ノ関繫頻繁ナルノ各國ト幣制ノ相同シクシテ共通ノ便利アルヲ必要トスルナリ」⁽⁸⁾

したがって、将来金貨本位に移るべきことを目的として、金貨吸収の策を進めるべきであると主張しながら、急速に銀廢貨を断行することなく、もし欧米諸国による國際貨幣會議において、國際複本位制採用の協定が成立するに至る時は、わが国もこれに加入すべきである。というのは、貨幣制度の改革は各国と共通の便益を得ることを考慮して決定すべきであり、わが国が孤立独行し得るものでないからであると説いている。

これに対して、銀廢貨に反対、金銀複本位制存続の意見を強く主張する者は、学識経験者の委員として、財界より選ばれた莊田平五郎委員と学界より選任された田口卯吉であった。

莊田平五郎委員は、現行貨幣制度の利点について、次のように述べている。銀価下落は、銀貨国であるわが国の農商工業に対して保護税あるいは奨励金と同様の効果を及ぼし、農商工業の発達を助長している。しかし、欧米諸国は國際複本位制の形成についての運動を進めている。もし、國際複本位制が実施され、銀価騰貴金価下落の状態が生起すれば、銀価下落によって保護税の恩恵を享けて発達してきたわが国の農商工業は忽ちその利点を失い、輸出減退、諸産業の倒産という經濟的不利益を蒙ることとなるであろうとして、銀廢貨に反対し、複本位制が実質上交代本位であることの臨機応変的性格の利点を高く評価しているのである。したがって、その意見書は「貨幣制度を改正シ、金銀両立本位ノ作用ヲ利用スヘシ」として、次のように述べている。

「本邦現時ノ幣制ハ金銀両立本位ナルモ、金価騰貴ノ為メニ金貨ハ貨幣トシテ通用セス、之ヲ金塊ト同視シテ銀貨本位ノ実ヲナスモノナリ、他日欧米諸國復本位制ヲ実行シ金銀ノ割合ヲ一定スルニ至リ、其制我ニ利アリトセハ我亦同一ノ制ヲ採リ、其利益ヲ享有スヘキハ勿論ナルモ、其変遷ニ際シ我經濟社会ニ及ホスヘキ劇變ヲ予防スルニハ須ク現時ノ両立本位ノ制ヲ存シ、一朝銀価頓ニ騰貴スルコトアルモ金貨本位ノ実ヲ以テ其害ヲ免レシムヘシ」⁽⁹⁾

金銀複本位制維持のために現行幣制改正の方策としてあげている要点は、(一)現行の金貨の価値を二分の一に切下げること、(二)日本銀行兌換券は金貨銀貨を選ばず、いずれかをもって兌換せしめること、(三)もし他日銀価騰貴の事態になれば、銀貨を売却して金貨に交換することの三件である。⁽¹⁰⁾このように、銀価騰貴の場合を予想して事実上の銀本位より金本位へ交代することも可能であることを提議しているのは、次のような理由によるものと思われる。すなわち、貨幣制度調査会設置の三年前、明治二十三年(一八九〇年)にアメリカにおいて施行されたシャーマン条例による銀買上げの結果、ロンドン市場における銀塊相場は明治二十二年に一オンス四二ペンス余であったのが四七ペンス余に急騰し、金銀比価も二十二年に金一に対し銀二・一〇であったのが一九・七五に上昇した。⁽¹¹⁾この銀価騰貴によって、わが国が受けた経済的影響の経験にもとづいているものと思われる。国際收支を見ると、明治二十二年は輸出超過三九五万円余であったのに対し、二十三年には逆に輸入超過二、五一二万円余となり、⁽¹²⁾生糸輸出の減退、国内産業の沈滞、紡績業の操短等経済的打撃を受け、恐慌状態に陥っている。これらのことを反省し、また、国際複本位制の成立により、国際的金銀比価における銀価引上げが行なわれた場合に、わが国經濟が蒙る悪影響を危惧して、その予防のために複本位制のもつ交代本位の性格を有利に運用するこ

とを配慮しての意見であると考えられるのである。

田口卯吉委員も銀の廢貨に反対して複本位制の採用を強調している。金貨本位に移行するには多額の銀の売出し、金の買入れを行なわねばならず、その結果、金銀比価の変動、経済社会の混乱を惹起するに至ることは避けられない。また、銀貨の自由鑄造を廢止して跛行本位制に移行することも、従来わが一元銀貨を香港・上海等アジア市場に流通せしめるためにとって来た政策の効果を消去するのみでなく、銀貨の国内還流によって幣制の動搖を招くこととなる。さらに、銀貨本位制を持続することも、輸出増加の利益があるとはいへ、それは短期的な現象にすぎず、結局銀価統落により物価騰貴、経済的混乱に陥るものである。

したがって、完全な貨幣制度は複本位制である。欧米諸国はすでに金貨本位制の弊害に苦しみ、國際複本位制の実現に向けて協議している。わが国もまたこの國際貨幣會議の協定にしたがうことが有利である。このような主張をする田口卯吉は國際複本位制の実施は決して至難のことではないとしているのである。さらに、複本位制の性格が交代本位であるという意見に対して純理論的な見解を述べている。すなわち、複本位制は交代本位ではなく、金銀兩貨併行本位であり、特に金銀兩貨が併行するのみではなく、金銀の造幣価格と市場相場を均一に帰せしめる制度である。もし、銀の産出が多く、その市場価格が下落すれば造幣用の銀供給が増加し、銀塊は減少する。そして、銀に対して市場価格の相対的騰貴を来した金塊は金貨の鎔解によって供給量を増大し、結局市場における金相場の下落をもたらし、金銀の市場相場は法定比価と一致するに至る。したがって、複本位制は交代本位ではなく、金銀共に流通する併行本位であるとして、複本位制の補整作用が完全に効果的に働くものであることを説いているのである。⁽¹³⁾

- (1)―(2) 「貨幣制度調査會報告」四四二頁、四四二頁
- (3)―(4) 同右、四四七頁、四四八頁
- (5) 同右、四五七―八頁
- (6) 同右、四七一頁
- (7)―(8) 同右、四七三頁、四七五頁
- (9)―(10) 同右、四九九頁、五〇〇頁
- (11) H. M. Bratter, "Silver Market Dictionary", New York, 1933, p. 114, p. 134.
- (12) 「明治三十年幣制改革始末概要」一八三頁
- (13) 「貨幣制度調査會報告」五〇五―一一頁

三

「貨幣制度調査會」の委員たちの意見は、金貨本位を主張するもの、金銀複本位制を提唱するもの、あるいは、銀貨本位制の存続を可とするものに分れた。しかし、金貨本位論者といえども、銀廢貨の即時断行を主張するのではなく、過渡的措置として跛行本位制の採用を条件とし、さらには国際複本位同盟が成立する場合には、その同盟に参加すべきことすら提案しているのである。これに対し、複本位論者、銀貨本位論者の多くが、国際複本位同盟への加盟の必要性を強調するのはいうまでもないことである。これらの動向によって、わが国の幣制改革に関する当事者たちが、アメリカの主導的立場の下に進められていた国際複本位運動の成果に、大きな期待を寄せていたことが知られよう。

國際復本位制樹立の問題を討議するための第一回國際貨幣會議はアメリカの首唱によって一八七八年（明治十一年）八月十日、パリにおいて開催された。しかし、銀を廢貨すべきでなく、國際協定によって確定される金銀比価にもとづいて銀の自由鑄造を認め、銀を無制限法貨にしようとするアメリカの提案に対して、ヨーロッパ諸國の代表者たちの回答は、次のようなものであった。すなわち、

「一、世界において銀の貨幣的機能を金と同様に維持することは必要であるが、金銀二金属のうちいずれの金属を用いるか、また両金属を同時に用いるかの選択は各國の特殊事情によって決定されるべきものである。

二、銀貨鑄造制限の問題も、各國がおかれている特殊事情にしたがって、各國の判断に任せるべきであり、まして、近年銀市場に生じた混乱が各國それぞれの貨幣情勢に異つた影響を及ぼしている状態においては、なおさら各國の判断に任せなければならない。

三、會議において提示された意見に相違があつたこと、また、復本位制を採っている国々の中においてさへも、銀の自由鑄造についての協定締結は不可能であることを認める国が存在するという事實は、金銀について世界共通の比価を採用することについての審議の余地を与えないものとする⁽¹⁾。」

一八八一年（明治十四年）四月から、フランスとアメリカ兩國の提唱によって第二回國際貨幣會議がパリにおいて開催された。この會議は四月から七月にかけて十三回も會議がもたれたのである。前回の會議と同じように、銀価下落は商業上弊害多きものであり、したがって、固定的金銀比価の設定が望ましい。そして、金銀両金属の固定比価による自由鑄造、無制限通用を実施することについての國際協定の締結は通貨の安定、商業上の利益を招来するものであるという、フランスとアメリカの提案についての審議が行なわれたのである⁽²⁾。しかし、第一回

のパリ會議と同じように各国の意見の一致を見るに至らず、翌一八八二年四月に再開することを条件として散会せざるを得なくなつた。しかし、一八八二年の會議も同年三月のフランスとアメリカの提議により延期を余儀なくされたのである。⁽³⁾

第三回国際貨幣會議は一八九二年十一月に至つて漸くブラッセルにおいて開催されることになつた。それはわが国において「貨幣制度調査會規則」が公布された前年である。したがつて、この會議の成果に対して、わが国の期待するところの大であつたことは想像するに難くない。

第三回国際會議においても、アメリカ政府代表は國際複本位制の確立を主要課題とし、万一それが実現しない場合にも、銀価下落を抑止するために銀の貨幣的用途の拡大に有効な議決を確保することを目的として努力したのである。しかし、この會議においても、國際複本位制の樹立は問題外のものとなされ、銀の貨幣的使用の拡大についても賛成する意見はあつたのであるが、その実施方策に関する合意を得ることができなかった。第三回国際會議も遂に統一的結論に達することができず、翌一八九三年五月まで延会されることになつた。しかし、國際貨幣會議の再会は実現するに至らず、銀廢貨の阻止、銀の本位貨幣的地位確保の主張は、その目的を達成することなくして了つたのである。⁽⁴⁾ 銀廢貨問題は、このように永年に亘る世界各国の論議の後、その解決に到達することができたのである。

わが国の貨幣制度改革も國際複本位同盟に加盟する要件を失ない、「貨幣制度調査會」においてはむしろ少数意見であつた銀廢貨論者の主張にしたがつて、金本位制へ移行する準備を進めねばならないことになつた。金本位を施行するには巨額の金準備が必要であるために、その実施は困難であつた。しかし、明治二十七・八年戦役

の結果、清国よりの賠償金二億兩をポンド貨に換算して領収することになったため、日本銀行保有の金準備三三〇〇万円余の他に巨額の金貨が準備として追加されることになった。⁽⁵⁾この機会を利用して大蔵大臣松方正義は明治三十年二月二十五日「貨幣法其他附屬法案」を提議し、⁽⁶⁾それによって同年三月二十六日金貨本位制を規定する「貨幣法」が公布され、銀貨は遂に制限法貨の地位に置かれるに至ったのである。

- (1) “The International Monetary Conference of 1878. Proceedings and Exhibits”, Washington, 1879. pp. 213—5.
A. Barton Hepburn, “A History of Currency in the United States”, New York, 1915. pp. 283—5.
- (2) “The International Monetary Conference of 1881. Journal and Exhibits”, Washington, 1887. pp. 502—21.
A. B. Hepburn, *ibid.*, pp. 290—1.
- (3) S. Dana Horton, “Silver in Europe”, 2. ed., New York, 1892. pp. 261—2.
- (4) A. B. Hepburn, *ibid.*, pp. 346—8.
- (5) 「明治三十年幣制改革始末概要」二九二—三頁
- (6) 同右、二八九—九五頁